

# 令和2年度A I・IoT・ロボットシステム導入トライアル補助金

## 募集要領

### 1 補助対象者

下記のすべてに該当する者

- (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号に規定する「中小企業者」であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類の「製造業」に属すること。
- (3) 埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有すること、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点を有すること。なお、本事業における補助対象物件は、原則として埼玉県内の事業所、又は開発・生産拠点で供用すること。
- (4) みなし大企業(同一の大企業で資本金の1/2以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の2/3以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の1/2以上を占めている企業)でないこと。
- (5) 埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (8) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。  
また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。
- (9) 本補助事業に採択された場合に「埼玉県A I・I o Tコンソーシアム」に入会すること。

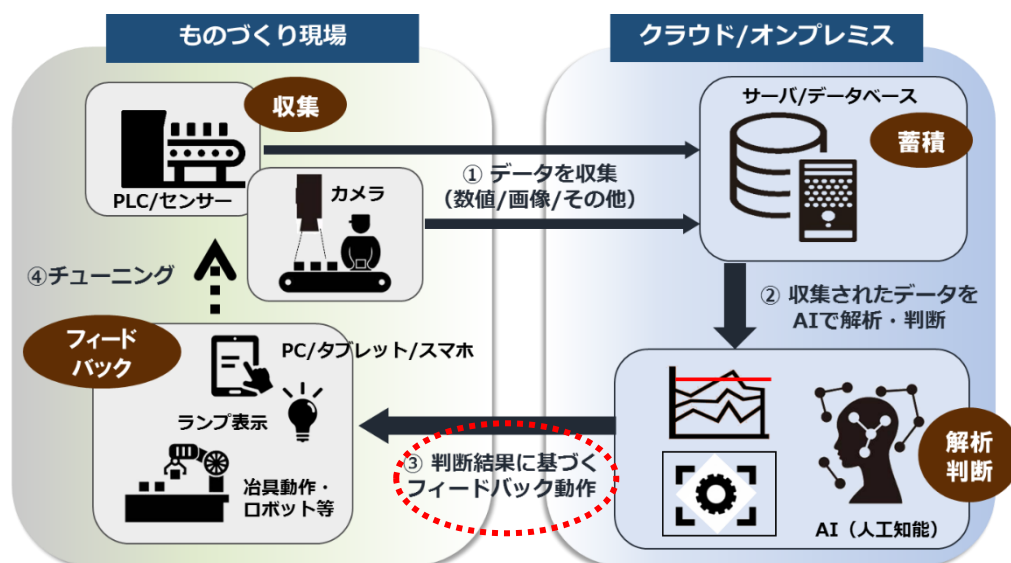
### 2 対象事業と目標設定

本補助事業は、公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下「公社」とする。)が運営する事業であり、県内の中小製造業が、労働生産性向上、作業効率化、製品品質向上、売上向上等の指標を設定した上で、「IoT(モノのインターネット)技術で収集したデータをAI技術で解析・予測・判断し、その結果をフィードバックして労働生産性向上等を実現する仕組み(以下「AIシステム」とする)」、「IoT技術を活用して収集したデータを可視化し、労働生産性向上等を実現する仕組み(以下「IoTシステム」とする)」、「IoTシステムもしくはAIシステムから得られたデータや解析結果等をもとに、コンピュータを介してロボットなどのアクチュエータ機能で作業の自動化・効率化を実現する仕組み(以下「ロボットシステム」とする)」を構築する事業を対象とする。なお、新製品開発は補助事業の対象外とし、各システムを補助事業として併願して申請することはできない。

事業の実施に当たっては、下記の要件に該当することを前提とする。

- (1) 対象とする事業内容は、必ず「AIシステム」「IoTシステム」「ロボットシステム」の3つのいずれかに分類されるものであること(各システムの詳細は(2)で後述する)。なお、「AIシステム」については、次の【参考例】のような何らかのフィードバック機能を有すること。

【参考例】AIシステムにおけるフィードバック機能



(2) 事業対象となる3つのシステムは次の表のとおりとする。なお、システムはものづくりに結びつくものであるとともに、経営改善に結びつく目標評価指標(定量的な数値目標)を設定すること。

分類	AIシステム	IoTシステム	ロボットシステム
内容	単なるAIソフトウェアの開発ではなく、IoT技術で得られたデータをもとに、AIによって解析・判断された結果について何らかのフィードバック機能を有するシステムであること。	IoTの要素技術(各種センサー、カメラ、RFID)によって機械・設備等の稼働状況を稼働データとしてリアルタイムで把握し、そのデータを可視化・解析して生産性向上等を実現するもの。解析結果をもとに生産機械を制御できるシステムでもよい。	ロボット単体の開発ではなく、AIシステムもしくはIoTシステムから得られたデータや解析結果等をもとに連動して動くロボットシステムであること。制御機能を持った機器や治具と連動したシステムでもよい。
必要要素	IoT技術及びAI技術(AIによる解析・判断等の仕組みを有するもの)及びフィードバック機能	IoT技術(IoTの仕組みを有するもの)	AIシステムもしくはIoTシステムから得られた情報をもとに連動するロボット、機械制御等
目標評価指標 (定量的な数値目標)	経営改善目標 (生産性向上、リードタイム短縮、品質強化、コストダウン、競争優位性向上等) ※この他、「AIの精度指標(例:認識率、正答率)」を必ず取り入れること	同左	同左 (ロボットシステムによる改善目標の内訳を明確にすること)

- (3) 令和3年2月28日までに、システムを導入・稼働させ、経営改善目標の達成が見込めること。なお、令和2年12月の中間検査において、令和3年2月28日までの稼働が見込めない場合は、補助を中止することがある。(進捗度により補助金交付決定額から減額する。)
- (4) 令和3年2月28日時点で、目標とする指標が達成することが見込めない場合、その後対策を講じることにより、目標達成の見込みがあることを示すこと。なお、当初設定した目標を変更せざるを得ない場合には速やかに公社に報告することとし、公社にて変更内容を承認することができることとする。
- (5) 本事業の遂行は補助事業採択企業が主体となって取り組むものであり、外部のシステム開発業者等に全面的に委託するなどの形態をとってはならない。
- (6) 本事業を的確に遂行できる体制、人員等を有していること。また、本事業を遂行できる能力を有するプロジェクトマネージャーを選任すること。
- (7) 本事業を通して、AI、IoT、ロボットシステム等の活用ノウハウを確立し、県内中小企業への波及効果が見込まれるものであること。
- (8) 補助対象物(AI機器、IoT機器、ロボット機器等及びそのソフトウェア等)が設置される事業であること。また、既存の機器等を増設・改造して、新たに設置する機器と連動させたシステムを構築する内容であってもよい。その場合、既存機器の増設・改造に伴って既存機器の性能を向上させる費用(例:既存ソフトウェアのバージョンアップ等)は補助対象にはならない。なお、ソフトウェアの開発だけの事業、一体型機器(例:AI 判定画像検品装置)や単体型ロボット(例:ティーチングプログラミングで動作するもの)だけで完結する事業は対象外とする。
- (9) 補助事業としての採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額、実施内容(企業秘密部分は除く)等の公表・公開が可能であること。(事業実施後に視察の受け入れやセミナー等で導入成果等を発表する機会を設ける場合がある。)
- (10) 令和2年度中の他の補助金、助成金を活用する事業でないこと。なお、本事業と同じ時期に他の補助・助成事業に採択され、その補助・助成を辞退しないときは、本事業における採択を取り消すこととする。

### 3 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費(別表)で、次の①～③の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、令和3年2月28日までに支払が完了している経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

### 4 補助金額、補助率等

各システムにおける補助金額、補助率は次の表のとおりである。

分類	AIシステム	IoTシステム	ロボットシステム
補助金額 (消費税は補助対象外)	500万円	200万円	300万円
補助率	2/3	2/3	2/3

## 5 必要書類

- (1) 交付申請書(交付要綱第7条様式1号) (原本1部、写し9部)
  - (2) 事業税に係る納税証明書(直近1期分) (1部)
  - (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書を含む)(10部・直近3期分)
  - (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票)(1部・3か月以内のもの)
  - (5) 会社案内(10部)
  - (6) 補助事業計画を説明する追加の参考資料(10部)
  - (7) 事業の積算根拠となっている機器、ソフトウェアパッケージのカタログ類  
(積算根拠の妥当性の確認のため)  
なお、開発に当たって、仕様変更等により機器もしくはソフトウェアパッケージが変更になることを阻害するものではない。(10部)
  - (8) 他の補助金を受けたことがある場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、その補助金名、補助年度、補助事業の概要を記載した書類(10部)
- ※上記(1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)は1部ずつ順に組み、クリップ等で止めてください。  
※上記(1)は、別途、電子データをEメールで提出してください。

## 6 受付期間

**令和2年4月1日(水)～5月15日(金) 17時必着**

## 7 申請方法

受付期間内に申請者が直接、必要書類を公益財団法人埼玉県産業振興公社(新産業振興部IoT・技術支援グループ(北与野事務所))に持参又は郵送する。なお、交付申請書(5 必要書類(1))の電子データは、別途、同グループにEメールで提出する。

### 【申請先】

公益財団法人埼玉県産業振興公社 IoT・技術支援グループ  
〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階  
TEL: 048-621-7051  
Mail: [iot@saitama-j.or.jp](mailto:iot@saitama-j.or.jp)

## 8 審査

書面審査で一定の評価を得た企業に対して、二次審査として5月下旬から6月上旬に現地審査、6月上旬に面接審査(プレゼンテーション)を行い、採択企業を決定する。結果は令和2年6月下旬頃に通知する。

## 9 補助金の支払

補助金の支払は、補助対象者が提出する事業完了報告書の審査及び確定検査(証拠書類及び現場の検査)を実施し、補助金額を確定した上で、精算払いにより行う。

## 10 補助事業実施に当たっての留意点

別紙のとおりとする。

## 11 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	
経費区分	内容
機械装置・器具購入費、ソフトウェアパッケージ購入費	システムを構成する機械装置、センサー・カメラ等のAIやIoTを構成する装置・部品、ロボットなどアクチュエータ機能を有する機器、あるいは通信機器類を購入・据え付けする費用、またはそれらを自社内で製造する費用（社内労務費を除く）。パッケージソフトウェア（AIやIoT、それらの関連業務に関わるもの）の購入及び設定費、機器借用、保守または修繕に要する経費。 <注意事項> システムの導入目的外の機械設備やIT設備等といった汎用性のある設備は対象外。（例：事務処理用のPC関連機器やスマートフォン、プリンタなど）
クラウド使用料等	システムとして利用するクラウドの使用料及び通信費等の使用料。クラウド使用料、機器リース、通信費、保守、その他借用等の費用は、交付決定日以降に契約し、令和3年2月28日までに支払った費用とする。
委託費	補助事業者が自社で実施することができないものあるいは適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委託契約）。例えば、システム開発などで外部の専門業者に委託する費用等を対象とする。委託費は、原則として補助額の1/2を超えないものとする。
技術指導費	AI、IoT、ロボットシステムの構築に当たって、外部の専門家等から技術指導を受ける場合に要する経費。開発を委託する会社と同じ企業から技術指導を受ける場合には、一連のシステム開発の作業と判断し、技術指導費ではなく委託費として計上する。
外注費	AI、IoT、ロボットシステムを構築するのに必要な既存工作機械装置の設計、改造及び電気工事、設置工事等の外注に必要な費用
その他経費	上記以外で、理事長が必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

## 【別紙】 補助事業実施に当たっての留意点

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定の取り消しや補助金の返還を求められることがある。

### [1] 事業実施における義務事項

- ① 経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管(補助事業終了後5年間)
- ③ 補助事業に係る機械装置、AI・IoT・ロボット関連機器、パッケージソフトウェア等の保管(補助事業終了後5年間)
- ④ 補助対象物件の他用途使用の禁止(成果物の転売、他システムへの転用)
- ⑤ 補助対象物件に対する表示

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑥ 事業計画の変更(中止、廃止を含む)の制限
- ⑦ 財産処分の制限(5年間)

### [2] 経理における義務事項

- ① 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管(補助事業完了後5年間)
- ② 補助対象経費の支出は原則として金融機関への振込とする。なお、10万円未満の支出については領収書など証拠書類があれば現金払いも可とする。
- ③ 補助事業物件の速やかな検収

### [3] 報告書類の提出について(いずれも様式指定)

- ① 中間報告(状況報告書)〔提出期限:令和2年12月11日(金)〕
- ② 完了報告(実績報告書)〔提出期限:令和3年3月10日(水)〕
- ③ 経営改善状況報告書〔提出時期:補助事業完了後5年間/毎会計年度終了後15日以内〕

※以下の報告書類は該当する場合に提出する。但し、下記の事項に関しては申請後、是非に関しては、公社と埼玉県が協議の上、判断する。

- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 計画の中止(廃止)申請書
- ⑥ 遅延報告書
- ⑦ 産業財産権取得等の報告(③の報告書に記載)

### [4] その他注意事項

- ① 機械装置等の購入については、補助事業に係るシステム開発並びに稼動等に限定して使用するものでないと対象とならない。
- ② システム構築時に仕様変更によって機器の価格・ソフトウェアの価格が著しく減少した場合には、補助対象金額を減じる処置を施す場合がある。その場合には、中間報告書の内容等を参考に処置の適用可否を判断することとする。
- ③ 補助事業で開発したAI システム、IoTシステム、ロボットシステムの事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を公社へ納付(納付額は補助金額以下)することがある。
- ④ 補助事業完了後の検査を経て補助金を交付する精算払いとなるので、補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。